

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例
新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章～第六章 略</p> <p>第七章 削除</p> <p>第八章～第十二章 略</p> <p>第十三章 共同生活援助</p> <p>第一節 基本方針（第百九十六条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百九十七条・第百九十八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百九十九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百九十九条の二 第二百二条）</p> <p>第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百二条の二・第二百二条の三）</p> <p>第二款 人員に関する基準（第二百二条の四・第二百二条の五）</p> <p>第三款 設備に関する基準（第二百二条の六）</p> <p>第四款 運営に関する基準（第二百二条の七 第二百二条の十二）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章 略</p> <p>第七章 共同生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百二十五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百二十六条・第百二十七条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百二十八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百二十九条 第百四十二条）</p> <p>第八章～第十二章 略</p> <p>第十三章 共同生活援助</p> <p>第一節 基本方針（第百九十六条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百九十七条・第百九十八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百九十九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百二条 第二百二条）</p> <p>第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百二条の二・第二百二条の三）</p> <p>第二款 人員に関する基準（第二百二条の四・第二百二条の五）</p> <p>第三款 設備に関する基準（第二百二条の六）</p> <p>第四款 運営に関する基準（第二百二条の七 第二百二条の十二）</p>

第十四章	略
第十五章	削除
第十六章	略
附則	

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一・二 略
- 三 支給決定障害者等 法第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。
- 四～十六 略

(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準)

第四条 法第三十条第一項第二号イ及びロ並びに第四十三条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条並びに次章から第六章まで、第八章から第十四章まで及び第十六章に定めるところによる。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第五条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章及び第八章から第から第十三章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第六十一条第一項及び附則第六条第二項第一号において「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に

第十四章	略
第十五章	一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第 二百五条・第二百六条)
第十六章	略
附則	

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一・二 略
- 三 支給決定障害者等 法第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。
- 四～十六 略

(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準)

第四条 法第三十条第一項第二号イ及びロ並びに第四十三条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び次章から第十六章までに定め

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第五条 指定障害福祉サービス事業者(第三章から第四章まで及び第七章から第十三章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第六十一条第一項及び附則第六条第二項第一号において「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に

対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 略

第一節 基本方針

第六条 略

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行つものでなければならない。

3・4 略

(従業者の員数)

第七条 指定居宅介護の事業を行つ者（以下この章並びに第二百二条の二及び第二百二条の十第二項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行つ事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ことに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。）の員数は、

対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 略

第一節 基本方針

第六条 略

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行つものでなければならない。

3・4 略

(従業者の員数)

第七条 指定居宅介護の事業を行つ者（以下この章並びに第二百二条の二及び第二百二条の十第二項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行つ事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ことに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。）の員数は、

常勤換算方法で、二・五以上とする。

2・3 略

(従業者の員数等)

第八十一条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

一 略

二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第八章、第九章及び第十六章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分)の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数

(1) 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(2) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(3) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 二 略

三 略

2 7 略

常勤換算方法で、二・五以上とする。

2・3 略

(従業者の員数等)

第八十一条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

一 略

二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第八章、第九章及び第十六章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる員数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分)の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 二 略

三 略

2 7 略

(従業者の員数)

第百一条 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 略

二 第百五十四条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第百五十四条第一に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(施行規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第百九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業者又は第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に第百五十三条に規定する指定共同生活介護、第百五十三条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(施行規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、第百九十六条に規定する指定共同生活援助又は第二百二条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)

(従業者の員数)

第百一条 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 略

二 第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(施行規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)又は第百九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業者又は第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に第百二十五条に規定する指定共同生活介護、第百五十三条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(施行規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は第百九十六条に規定する指定共同生活援助は第二百二条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助(以下この章において「指定共同生活介護等指定共同」という。)を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等が設

練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所(同生活介護事業所をいう。)
、指定自立訓練(生活訓練)事業所(第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、
指定共同生活援助事業所(第百九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。)
又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。)
をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

口 略

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 略

二 指定自立訓練(生活訓練)事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合
イ又は口に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又は口に定める数

イ 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の

置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所(第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。)
、指定自立訓練(生活訓練)事業所(第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)
又は指定共同生活援助事業所(第百九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。)
同生活援助事業所(第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。)
をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

口 略

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 略

二 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合
イ又は口に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又は口に定める数

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の

利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所、第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第五百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第六百六十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第七百七十五条第一項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所（第八十七条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第九百九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業所、第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定生活介護、第二百二十五条に規定する指定共同生活介

利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等所における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所、第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第五百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第六百六十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第七百七十五条第一項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所（第八十七条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第九百九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業所、第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定生活介護、第二百二十五条に規定する指定共同生活介

護、第四百四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、
第五百十三條に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第七十四條に規定する指定就労継続支援A型、第八十七條に規定する指定就労継続支援B型、第九十六條に規定する指定共同生活援助、第二百二條の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一條の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービス提供時間
当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

□ 略

二 略

（準用）

第一百二條 第五十三條の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

（定員の遵守）

第一百十條 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 略

二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第九十七條第一項第二百二十六條第一項に規定する指定共同生活

護、第四百四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、
第五百十三條に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第七十四條に規定する指定就労継続支援A型、第八十七條に規定する指定就労継続支援B型、第九十六條に規定する指定共同生活援助、第二百二條の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一條の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービス提供時間
当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

□ 略

二 略

（準用）

第一百二條 第八條 の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

（定員の遵守）

第一百十條 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 略

二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第二百二十六條第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第百

介護事業所又はに規定する指定共同生活援助事業所又は第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができ設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の人居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 略

（従業者の員数等）

第百十五条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第百九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第百十八条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 4 略

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第百二十条 略

2 略

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービス

九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができ設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の人居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 略

（従業者の員数等）

第百十五条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第百九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第百十八条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 4 略

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第百二十条 略

2 略

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービス

を提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

第七章 削除

第百二十五条から第百四十二条まで 削除

を提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

第七章 共同生活介護

第一節 基本方針

第百二十五条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行つたものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第百二十六条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上
 - イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の

基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。
以下この号及び附則第六条において「区分省令」といふ。
）第二条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を
九で除した数

ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用
者の数を六で除した数

ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用
者の数を四で除した数

ニ 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用
者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、イ
又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロ
に定める数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超
えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規
に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共
同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。た
だし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者）

第二百二十七条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事
業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけれ
ばならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障が
ない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事さ

せ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

第二百二十八条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。

- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

- 4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

- 5 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

- 6 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次

のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、一人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四節 運営に関する基準

(入退居)

第二百二十九条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院して治療することを要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第二百三十条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月

日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第一百三十一条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前三項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第一百三十二条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受け

て、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の取扱方針)

第一百三十三条 指定共同生活介護事業者は、第一百四十二条において準用する第六十一条に規定する共同生活介護計画（次項及び第一百四十二条において「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう

に説明を行わなければならない。

- 4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第百三十四条 サービス管理責任者は、第百四十二条において準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができること認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第百三十五条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の

負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護、家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第百三十六条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第百三十七条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第一百三十八条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業員によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第一百三十九条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精

神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百四十条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの人居定員並びに居室の定員を超えて人居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第百四十一条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定共同生活介護事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活介護事業者との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(準用)

第百四十二条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条及び第九十五条の規定は、指定共同生活

(利用者負担額等の受領)

第百五十八条 略

(利用者負担額に係る管理)

第百五十八条の二 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の

介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百三十七条」七、第二十一条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百三十一条第一項」七、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第百三十一条第二項」七、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」七、第七十八条第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第百四十二条において準用する第六十一条」七、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」七、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百四十二条において準用する第五十六条第一項」七、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百四十二条において準用する第九十一条」七、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第百四十二条において準用する第七十六条第二項」七、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百四十一条」七、第九十五条中「協力医療機関」とあるのは「第百四十一条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第百五十八条 略

(利用者負担額に係る管理)

第百五十八条の二 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の

指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第六十条 第十一条から第二十条まで、第二十二条例、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条、第七十七条、第八十九条から第九十五条まで、第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるの

指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第六十条 第十一条から第二十条まで、第二十二条例、第二十四条例、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条、第七十七条、第八十九条から第九十五条まで、第三百三十一条、第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるの

は「第六十条において準用する第九十二条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第五十八條第一項から第四項まで」と、第二十四條中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第五十八條第二項」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二條中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第九十二條中「第九十五条」とあるのは「第六十条において準用する第九十五条」と第九十五条中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第一百三十二條中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十三條 第十一條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十七條から第九十五條まで、第四百七十七條、第四百十八

は「第六十条において準用する第九十二条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第五十八條第一項から第四項まで」と、第二十四條中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第五十八條第二項」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二條中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第九十二條中「第九十五条」とあるのは「第六十条において準用する第九十五条」と第九十五条中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第一百三十二條中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十三條 第十一條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十七條から第九十五條まで、第三百三十二條、第四百十七

条及び第百五十八条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百七十三条において準用する第九十二条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百七十三条において準用する第百四十七条第一項」と、第二十四条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第百七十三条において準用する第百四十七条第二項」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十三条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百七十三条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第百七十三条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百七十三条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百七十三条において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第百七十三条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百七十三条」と、第九十二条中「第九十五条」とあるのは「第百七十三条において準用する第九十五条」と、第百五十八条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生

条及び第百四十八条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百七十三条において準用する第九十一条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百七十三条において準用する第百四十七条第一項」と、第二十四条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第百七十三条において準用する第百四十七条第二項」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十三条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百七十三条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第百七十三条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百七十三条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百七十三条において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第百七十三条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百七十三条」と、第九十二条中「第九十五条」とあるのは「第百七十三条において準用する第九十五条」と、第九十五条中「前条」とあるのは「第百七十三条において準用する前条」と、第百三十

労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第十三章 共同生活援助 第一節 基本方針

第九十六條 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数等）

第九十七條 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

二条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者」と読み替えるものとする。

第十三章 共同生活援助 第一節 基本方針

第九十六條 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数等）

第九十七條 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- 二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

- イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号並びに附則第六条第一項及び第二項において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数
- ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
- ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
- ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 略
2・3 略

(管理者)

第百九十八条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

- イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下この号並びに附則第六条第一項及び第二項において「区分省令」という。）第一条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数
- ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
- ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
- ニ 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

二 略
2・3 略

(準用)

第百九十八条 第二百二十七条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第百九十九条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、人により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（附則第四条において「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるよつにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しよつとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に人居する者に対する支援を行うもの（以下この項において「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下この項及び第九項において同じ。）を除く。以下この項及び第四項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の人居定員の合計は四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その人居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の人居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の人居定員は、当該共同生活住居を改築する時点の人居定員と同数を上限とすることができる。

（準用）

第百九十九条 第百二十八条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

きる。

- 6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの人居定員は、二人以上十人以下とする。
- 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - 二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。
- 9 サラライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 人居定員は、一人とすること。
 - 二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - 三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四節 運営に関する基準

(入退居)

- 第百九十九条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院して治療することを要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

第四節 運営に関する基準

(入退居)

- 第百九十九条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院して治療することを要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第九十九条の三 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居又は利用者の退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第九十九条の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定共同生活援助事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要す

- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第九十九条の三 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第九十九条の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定共同生活援助事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要す

る費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第百九十九条の五 指定共同生活援助事業者は、第二百二条にお

る費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第百九十九条の五 指定共同生活援助事業者は、第二百二条にお

いて読み替えて準用する第六十一条に規定する共同生活援助計画（以下この節において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第百九十九条の六 サービス管理責任者は、第二百二条において準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害

いて読み替えて準用する第六十一条に規定する共同生活援助計画（以下この節において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第百九十九条の六 サービス管理責任者は、第二百二条において準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害

福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

- 二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護、家事等)

第二百条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護、家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

- 二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(家事等)

第二百条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

- ― 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第二百条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 入居に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百一条 略

2 略

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業員によつて指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第二百条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 入居に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百一条 略

2 略

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業員によつて指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援

助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第二百一条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百一条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの人居定員並びに居室の定員を超えて人居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第二百一条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定共同生活援助事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。)を定めな

助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第二百一条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百一条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの人居定員並びに居室の定員を超えて人居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第二百一条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定共同生活援助事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。)を定めな

なければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

（準用）

第二百二条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三條まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条及び第百五十八條の二、四條まで、第百三十六條、第百三十七條及び第百三十九條から第百四十一條までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第二百二條の三において準用する第百三十七條」と、第二十二條第二項ただし書中「次條第一項」とあるのは「第百九十九條の四第一項第百三十七條」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第百九十九條の四第二項」と、第六十一条及び第七十八条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第二百二條において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二條において準用する第五十六条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二條において準用する第九十一条」と、同項第四号

なければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

（準用）

第二百二条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三條まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第百二十九條から第百三十四條まで、第百三十六條、第百三十七條及び第百三十九條から第百四十一條までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第二百二條において準用する第百三十七條」と、第二十二條第二項ただし書中「次條第一項」とあるのは「第二百二條において準用する第百三十一條第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第二百二條において準用する第百三十一條第二項」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第二百二條において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二條において準用する第五十六条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二條において準用する第九十一条」と、同項第四号

中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二条」と、第九十五条中「協力医療機関」とあるのは「第二百一条の四第一項同生活援助計画」の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十八条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の
基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基
準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百二条の二 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百二条の十一において読み替えて準用する第六十一条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この節において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百二条の四第

中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二条」と、第九十五条中「協力医療機関」とあるのは「第二百一条において準用する第四百四十一条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百三十一条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第一百三十二条第一項及び第一百三十四条第一項中「第四百四十二条」とあるのは「第二百二条」と、第一百三十四条第一項第三号及び第三十六条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所生活援助」と読み替えるものとする。

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の
基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基
準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百二条の二 全各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百二条の十一において読み替えて準用する第六十一条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この節において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百二条の四第

一項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(この節の基本方針)

第二百二条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行つものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第二百二条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービ

一項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(この節の基本方針)

第二百二条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行つものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第二百二条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービ

入を提供する従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第二百二条の五 第百九十八条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

(準用)

第二百二条の六 第百九十九条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

入を提供する従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第二百二条の五 第百九十八条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

(準用)

第二百二条の六 第百九十九条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百二条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百二条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第二百二条の八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあ

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百二条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百二条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第二百二条の八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあ

つては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第二百二条の九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- 六 入居に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第二百二条の十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書によ

つては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第二百二条の九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- 六 入居に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第二百二条の十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書によ

り行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二百二条の十一 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利

り行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二百二条の十一 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利

用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によつて外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二百二条の十二 第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第五十六條、第六十一條、第六十三條、第六十九條、第七十三條、第七十六條から第七十八條まで、第九十一條、第九十三條、第九十五條、第一百五十八條の二、第九十九條の二から第九十九條の六まで、第二百條、第二百條の二及び第二百一條の二から第二百一條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第九十九條の四第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第九十九條の四第二項」と、第六十一條及び第七十八條第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第五十六條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第九十一條」と、同項第四号中「第七十六條第二項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第七十六條第二項」と、同

用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によつて外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二百二条の十二 第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第五十六條、第六十一條、第六十三條、第六十九條、第七十三條、第七十六條から第七十八條まで、第九十一條、第九十三條、第九十五條、第一百五十八條の二、第九十九條の二から第九十九條の六まで、第二百條、第二百條の二及び第二百一條の二から第二百一條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第九十九條の四第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第九十九條の四第二項」と、第六十一條及び第七十八條第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第五十六條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第九十一條」と、同項第四号中「第七十六條第二項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第七十六條第二項」と、同

項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二条の十二」と、第九十五条中「協力医療機関」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十八条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第十五章 削除

第一百五十五条及び第二百六条 削除

項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二条の十二」と、第九十五条中「協力医療機関」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十八条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるもの

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

第一百五十五条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（附則第四条において「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第二百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第九十七条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指

附 則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

定共同生活援助事業所を一の事業所であるとき、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとき、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、イ又はロに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数の合計が三十以下 一以上

ロ 利用者の数の合計が三十一以上 一に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

第二百六条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその人居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び人居定員とみなして第二百二十八条（第九十九条において準用する場合を含む。）及び第二百四十条（第二百二条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

附 則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第八十一条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一 次のイから八までに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれイから八までに掲げる数

イ 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 略

2 略

（省令施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例）

第四条 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（次条において「指定共同生活援助事業者等」といい、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。次条及び附則第七条）において「基準省令」という。）の施行の日（次条及び附則第七条第一項において「省

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第八十一条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一 次のイから八までに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイから八までに掲げる数

イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 略

2 略

（施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例）

第四条 この条例の施行の際現に又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（次条において「指定共同生活援助事業者等」といい、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この条、次条及び附則第七条において「基準省令」という。）第十二条第一項の規定の適用を受ける指定共同生活援

令施行日」といつ。)において現に人所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第百九十九条第一項(第二百二条の六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物及び附則第七条を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(次条において「指定共同生活援助の事業等」といつ。)を行うことができる。

(省令施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

第五条 指定共同生活援助事業者等は、省令施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含み、省令施行日以後に増築、改築等建物の構造の変更をしたものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第百九十九条第七項及び第八項(これらの規定を第二百二条の六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第六条 第二百条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所

助事業者は、第二百二十八条第一項(第百九十九条

において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、基準省令第十二条第一項に規定する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等及び附則第七条及び附則第七条を

(施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

第五条 この条例の施行の際現に基準省令第十八条の規定の適用を受ける指定共同生活援助事業所の共同生活住居の設備及び附則及び附則及び附則及び附則については、第二百二十八条第六項及び第七項(これらの規定を第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。

(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第六条 第三百三十五条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所

の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第二百条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 略

3 前二項の場合において、第九十七条第一項第二号口から二までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（第一項又は前項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（身体障害者更生施設等に関する経過措置）

第七条 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（以下この条において「旧身体障害者福祉法」とい

の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第一百三十五条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 略

3 前二項の場合において、第一百二十六条第一項第二号口から二までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（第一項又は前項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（身体障害者更生施設等に関する経過措置）

第七条 この条例の施行の際現に基準省令附則第二十一条の規定の適用を受けるとができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下この条において「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害

つ。)第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、省令施行日以後に増築、改築等建物の構造の変更をしたものを除く。)において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第五十四条第一項、第八十四条第一項(第百四十六条及び第百六十八条において準用する場合を含む。)、百五十六条第一項又は第七十七条第一項(第八十九条において準用する場合を含む。)に規定する多目的室を設けないことができる。

2 前項の指定知的障害者更生施設とは、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)(以下この条において「旧知的障害者福祉法」という。)第二十一条の六に規定する

者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、省令施行日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場建物については、当分の間、第五十四条第一項、第八十四条第一項(第百四十六条及び第百六十八条において準用する場合を含む。)、百五十六条第一項又は第七十七条第一項(第八十九条において準用する場合を含む。)に規定する多目的室を設けないことができる。

2 前項の指定知的障害者更生施設とは、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)(以下この条において「旧知的障害者福祉法」という。)第二十一条の六に規定する

知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているものをいう。

3 第一項の指定特定知的障害者授産施設とは、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているものをいう。

4 第一項の指定知的障害者通勤寮とは、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているものをいう。

知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているものをいう。

3 第一項の指定特定知的障害者授産施設とは、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているものをいう。

4 第一項の指定知的障害者通勤寮とは、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているものをいう。